

中行管第41号  
平成29年9月22日

中津川市個人情報保護審査会

中津川市長 青山節児

諮問書

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第6条第2項第2号及び同条第3項第7号並びに第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第1号

臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供の可否について

諮問第2号

防犯カメラによる画像記録の収集の可否について

事務局 中津川市総務部行政管理課 森  
電話 0573-66-1111 内線 441  
FAX 0573-66-0634

## 諮問第 1 号

臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供の可否について

### 1 実施機関（所管課）

市長（健康福祉部 福祉相談室）

### 2 業務の名称

臓器移植に伴う医療機関との児童虐待情報確認事務

### 3 業務の目的

18歳未満の児童からの臓器提供を行う医療機関から児童虐待や配偶者暴力に関する情報の照会があった際、情報提供を適切に行うことにより、虐待を受けた児童から臓器が摘出されることのないようにするもの。

### 4 根拠法令等

- ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項
- ・「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5
- ・「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
- ・中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）

### 5 収集及び提供する個人情報の内容

- （1）中津川市個人情報保護条例第6条の規定にかかる収集・保管の制限及び本人以外からの収集の制限関係
  - ・臓器提供を検討している児童及びそのきょうだいの住所、氏名、性別、生年月日、続柄
- （2）中津川市個人情報保護条例第7条の規定による目的外利用及び外部提供の制限関係
  - ・当該児童についての児童虐待相談の対応経過の有無とその期間
  - ・当該児童のきょうだいの児童虐待相談の対応経過の有無及びその期間並びに不審死及び乳幼児突然死症候群（疑いを含む。）に関する情報の有無
  - ・当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期
  - ・当該児童の保護者が覚醒剤、麻薬その他の違法薬物を使用しているという情報の把握の有無

## 諮問第 2 号

防犯カメラによる画像記録の収集の可否について  
(不法投棄監視カメラによる画像記録の収集の可否について)

- 1 実施機関（所管課）  
市長（生活環境部 環境政策課）
- 2 業務の名称  
防犯カメラ設置事業（不法投棄防止用監視カメラ設置事業）
- 3 業務の目的  
市が管理する施設等及び犯罪が発生する高度の蓋然性がある場所において、不特定の者が利用する場所を撮影し、犯罪の予防を目的とするもの。
- 4 根拠法令等
  - ・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）
  - ・監視カメラに対する法的規制に関する意見書（平成 24 年日本弁護士連合会）
- 5 収集する個人情報の内容  
中津川市個人情報保護条例第 6 条の規定にかかる収集・保管の制限及び本人以外からの収集の制限関係
  - ・防犯カメラの画像データ